

いよいよ処理法改正へ

制度見直しで論戦再開

自ら処理で帳簿作成へ

中環審・処理制度専門委員会

廃棄物処理法改正へ、本格的な論戦が再スタートを切った。中央環境審議会廃棄物処理制度専門委員会（委員長・田中勝・鳥取環境大学研究・交流センター教授）は7月13日第9回の会合を開催。制度見直しの骨子となる報告書案をめぐり、活発な意見交換を行った。

報告書案では、見直し
の主な論点として、
排出事業者の「自ら処

理」に切り込み、排出
者の自ら処理が不法投
棄や不適正処理の温床
理も、偏りなく適正処

理を担保する制度とする必要があると指摘。自ら処理をする場合、帳簿の作成や保存を求めた。その際、廃棄物の不適正な保管を早期に発見できるように届出制等を設け、事前に保管場所を都道府県知事が把握できるようにするとした。委員から過

度な負担にならないようにと注文が付いた。処理業界が重要課題としていた欠格要件の見直しは一歩前進の結果。許可取消しの無限連鎖を1次でとどめ、その場合、取消し原因が廃棄物処理法上、悪質性が重大な場合に限定すべきとなった。環境

省も無限連鎖について「制度的に見直しざるを得ない」と念を押した。一方、地方自治体の運用として関心を集めた住民同意等についてはこれまでの議論の枠

内にとどまった。設置手続きの中で地域住民と設置しようとする者とのコミュニケーションを図る仕組みについて触れただけで、処理業の委員は「トーンダ

ウンではないか。一部の県で設置手続きを条例化する動きもあり、こうした方向性だけでは状況は改善できないと思う」と反論、再検討を求めた。

平成21年7月20日
週刊循環経済新聞